★非同盟諸国運動調整ビューロー閣僚会議のカラカス宣言

非同盟調整ビューロー閣僚会議が、7月20日、21日ベネズエラの首都、カラカスで開催 されました。会議で採択されたカラカス政治宣言を紹介します。

非同盟諸国運動調整ビューロー閣僚会議 (非同盟諸国参加国:120カ国)

カラカス政治宣言

(要約)

われわれ、非同盟諸国運動外相は、2019年7月20日及び21日にベネズエラ・ボリーバル 共和国、カラカス市に参集し、運動の調整ビューロー外相会議として、国際情勢及び、2018 年4月にアゼルバイジャン共和国バクー市で開催された第8回非同盟諸国運動中間期会議 の成果の実施の進展状況を再検討するため、また特に平和の推進と強化のための国際法を順 守する緊急の必要性について率直に討議し、反戦勢力、平和愛好勢力として非同盟運動の状 況と役割を改善するというわれわれの決意にしたがって、以下のことを決定した。

- 1. 平和、繁栄、公正・平等な世界秩序の確立をめざし、バンドン精神の諸原則にしたがい、 運動を進める。
- 2. これまでの運動で採択されたすべての原則的立場及び原則を継続する。
- 3. 非同盟運動の目的、原則、役割についてのハバナ宣言(2006年)、マルガリータ宣言(2016年)、バクー宣言(2018年)の方針を再確認する。
- 4. 国連、国連憲章、国際法が、平和と国際安全保障のための必要不可欠かつ基本的な手段であることを再確認する。
- 5. 国際法の諸原則と国連憲章に従う諸国家の責務の厳密な履行は、平和と国際安全保障の維持のためには特に重要である。非同盟諸国運動加盟国は、領土保全、主権、政治的独立、加盟国間の国境の不可侵を尊重することを再確認する。国際法のこれらの諸原則を支持し、推進することを再度約束する。
- 6. 主権、国家間の主権の平等、領土保全、いかなる国家、民族への内部問題不干渉を擁護する。侵略行為、平和への脅威を禁止するための効果的手段を採択する。平和的手段を通じた国際紛争の解決を擁護し、推進し、強化する。こうしてこそ、平和、国際安全保障、正義は危険を免れる。国際関係において、国連憲章の目的と原則に違反するあらゆる国の領土保全および政治的独立に反する力の行使、軍事侵略の行使を慎むこと。外国

の占領に反対するたたかいにおいて、諸国民の権利の平等、民族自決の原則を尊重して 友好的な関係を発展させる。政治的、経済的、社会的、文化的あるいは人道的性格の国 際問題を解決し、国際的責務と国内法にもとづいて、人種、性別、言語、宗教の区別な く基本的権利と自由の尊重を推進し、強化する。

- 7. 国際法、国連憲章、国家間の平和的関係を律している基準と原則にしたがい、紛争の平 和的解決を尊重する原則的立場を、また、力あるいは脅迫の不行使、また相互尊重の基 礎の上に国家間で政治的な理解と建設的な対話を推進し、かつそれを再確認する。
- 8. 単独行動主義、特定の国々により押し付けられた単独行動主義的な措置に反対する。これらは、国連憲章、国際法、人権の侵害を、また国内政治の目的を達成するための手段として力の行使の脅迫、圧力、抑圧的な措置を生み出しかねない。これらの措置は、国際的水準において、また国際関係において法治国家にたいして、否定的影響を与えることを考慮しなければならない。
- a. 単独行動主義的、抑圧的な措置、あるいは第三国に適用する法律、一方的な経済制裁、非同盟諸国に圧力を行使する目的で科せられている威嚇的及び一方的な旅行制限を承認し、採用し、適用することを慎む―これらは、主権と独立、貿易・投資の自由に脅威を与えるものであるが―、また、非同盟諸国が自らの自由な意思で、自らの政治、経済、社会制度を決定する権利を妨害することを慎むこと。これらの措置や法律は、国連憲章、国際法、貿易の多国間制度、諸国家間の友好関係を律している基準と原則に対する重大な侵害となるものである
- b. これらの措置を効果的に逆転する努力を継続し、また、国連総会及びそのたの国連機関が要請したように、その他の国々も同じように行動するよう要請する。完全かつ即時にこうした措置や法律は廃止するように、諸国に要請する。
- c. 国際法にしたがい、侵略行為あるいは単独行動主義的もしくは第三国に適用する抑圧的 措置の導入による被害に対する賠償を、影響を受けた国々が要求することをあらためて 支持する。これらは、国際法違反である。
- d. 非同盟諸国及びその他の国々、とりわけ発展途上国に圧力をかける手段として国々が行っている単独行動主義的評価及びレッテル貼りに断固反対する。
- 9. 非同盟運動加盟国、とりわけ国際法に関して侵害を受けている国々、外部からの力の行使の脅迫、政治的、精神的、物質的性質などの援助を通じて単独行動主義的な侵略行為あるいは抑圧的な措置の被害を受けている諸国民の間の団結と連帯を引き続き強化する。
- 10. 国際法、外交関係についてのウィーン条約、領事関係についてのウィーン条約、国連総会の当該決議にしたがい、また外交施設に対する力による不法な押収を避けるために、外交・領事使節の館員、施設の安全と保護、また不可侵性を保障する諸国家の義務を強調する。また、外交官、外交施設、外交資産特有の特権の尊重は、国家と受け入れ国の関係とは別に、公的目的、特に多国間水準において外交目的の履行に関係していること

を強調する。

- 11. 国際法の固有の基準の解釈の源泉として国際司法裁判所 (ICJ) を最大限に利用する立場を推進し、適切であれば、非同盟運動加盟国間の協議の実施するにあたり、国際司法裁判所の諮問見解を要請することも考慮する。国際法を侵害して行われる抑圧的措置が平和と国際安全保障を破壊するような場合も同様である。
- 12. あらゆる形式のテロに反対する戦いの原則と断固とした責務の立場を再確認する。その意味において全加盟国は、テロ行為への資金供与を予防し、禁止する、テロ行為に関与している組織、個人へのあらゆる形の積極的あるいは消極的な支援を行うこと慎み、またテロ・グループのメンバーの募集及びテロリストへの武器の供給を禁止し、テロリストへの安全な避難、作戦、行動、募集の自由を拒否し、さらに避難の条件がテロ行為の実行者、組織者、支援者により乱用されないように予防すること、また、加盟国に、亡命を許可する際には亡命の申請者が計画的でなく、テロ行為の関係者が計画したり、支援したり、参加したりしたものではないことを保証するために適切な措置をとるよう要請する。

カラカス 2019年7月20日 (新藤通弘訳)